

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

(目的)

第 1 条 この基本方針は、「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、当行におけるコーポレート・ガバナンスを確立することにより、当行の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上をはかることを目的とする。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

第 2 条 当行は、経営の健全性に対する信頼の確保が金融機関経営において欠くことのできない要件であると認識したうえで、コーポレート・ガバナンスの確立を最も重要な経営課題の一つであると位置づけており、組織体制の整備および継続的改善等を通じて、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて不断に取り組む。

(取締役会の役割)

第 3 条 取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、法令、「定款」および「取締役会規程」をはじめとする行内諸規程等に従い、法令等で定められた事項および経営に関する重要事項について決議するとともに、取締役の職務執行状況を監督する。

2 取締役会は、業務執行取締役等を選定および解職するとともに、意思決定の効率性を高めるため、法令等で取締役に委任することができないとされた事項を除き、経営に関する重要事項について、必要に応じ適切に取締役等に権限委譲を行う。

(取締役会の構成)

第 4 条 当行は、取締役会を多様な知見または専門性を備えバランスの取れた構成とするよう努める。

2 当行は、経営の監督はもとより取締役会の意思決定の客観性および合理性を高めるため、第 9 条に規定する基準を充足する独立社外取締役を複数名置くこととする。

(取締役会への諮問機関の設置)

第 5 条 取締役会における意思決定の一層の透明性および公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として、経営諮問会議を設置する。

2 経営諮問会議は、人事諮問委員会および報酬等諮問委員会の 2 委員会で構成され、頭取または頭取が指名した取締役を委員長とし、社外取締役を含む取締

役等若干名を委員とする。なお、当該会議の運営等に係る細目は別途定める。

3 人事諮問委員会は、次に掲げる事項に関する助言を行う。

- (1) 取締役候補者の決定に関する事項
- (2) 監査役候補者の決定に関する事項
- (3) 業務執行取締役等の選定および解職に関する事項

4 報酬等諮問委員会は、次に掲げる事項に関する助言を行う。

- (1) 取締役の報酬等に関する事項
- (2) 取締役会の実効性評価に関する事項
- (3) その他経営に関する重要な事項

(取締役会の評価)

第 6 条 取締役会は、経営諮問会議への諮問を経て、取締役会の実効性に関する分析および評価を毎年実施し、取締役会の運営の改善等に活用する。

(取締役の役割)

第 7 条 取締役は、株主に対する受託者責任を認識したうえで、当行および株主共通の利益のために行動する。

2 取締役は、職務執行に必要な情報を収集するとともに、取締役会において積極的に意見を表明し、建設的かつ活発な議論を行ったうえで、議決権を行使する。

(社外取締役の役割)

第 8 条 社外取締役は、当行の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上をはかるため自らの知見に基づき助言を行うとともに、取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う。

(独立性判断基準)

第 9 条 当行は、社外取締役および社外監査役の独立性を判断するための基準として、当行が上場する金融商品取引所の定める「独立性基準」に加えて、別途「独立性判断基準」を策定する。

(取締役候補者の決定)

第 10 条 取締役会は、別途定める「取締役候補者の決定に関する方針」に従い、経営諮問会議への諮問を経て、取締役候補者を決定する。

(取締役の報酬等)

第 11 条 取締役会は、株主総会で決議された額の範囲内で、別途定める「取締役の報

酬等の決定に関する方針」に従い、報酬の透明性、公正性および客観性を確保するため、経営諮問会議への諮問を経て、取締役の報酬等を決定する。

（監査役および監査役会の役割）

- 第12条 監査役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、取締役の職務執行に対する監査を通じて、当行の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応えるコーポレート・ガバナンスの確立に努める。
- 2 監査役は、当行の業務および財産の状況に関する調査等を行い、必要に応じ、自ら能動的かつ積極的な権限の行使を行い、役職員に対して必要な措置を講じるよう努める。
 - 3 常勤監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席を通じて、取締役の職務執行状況の監視および社外監査役等への情報提供に努める。
 - 4 社外監査役は、取締役会において社外の視点を活かし有益な提言を行うとともに、取締役の職務執行状況について中立的かつ客観的な立場から監査を行う。
 - 5 監査役会は、社外取締役との連携を確保するよう努める。

（監査役候補者の決定）

- 第13条 取締役会は、別途定める「監査役候補者の決定に関する方針」に従い、経営諮問会議への諮問を経て、監査役候補者を決定する。

（取締役等の支援体制に係る方針）

- 第14条 取締役および監査役は、金融情勢など当行を取り巻く様々な環境変化などに関する知識を深め、その役割をはたしていくうえで必要な知見および能力を向上させるべく自己研鑽に取り組むよう努める。
- 2 当行は、社外取締役および社外監査役に対して、業務内容および関係法令などに関する知識または情報を取得する機会を提供するとともに、就任時および就任以降も継続的に、前項の取組みに必要な機会を提供または斡旋することとし、その費用を負担する。
 - 3 当行は、外部の専門家の助言を得るなど、取締役および監査役の職務の執行上必要となる支出については、当該職務の執行に必要なでないことを当行が証明した場合を除き、費用を負担する。

（外部会計監査人）

- 第15条 取締役会および監査役会は、外部会計監査人が株主等に負っている責務の重要性を踏まえ、適正な監査の確保に向けて次の各号に掲げる対応を行う。
- (1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
 - (2) 社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役および内部監査部門と

外部会計監査人との面談および連携の確保

(3) 外部会計監査人からの指摘等に対する対応体制の確立

(株主の権利の確保等)

- 第16条 当行は、株主の権利が実質的に確保されるよう法令等に従い適切に対応するとともに、すべての株主が平等かつ適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。
- 2 当行は、株主総会が株主との建設的な対話の場であるとの認識のもと、株主の適切な判断に資する情報を適切に開示する。
 - 3 当行は、当行の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目的として、別途定める「株主との対話に係る態勢整備に関する方針」に従い、株主との建設的な対話を行うよう努める。

(株主の利益の保護)

- 第17条 取締役会は、当行および株主の共通の利益を保護するため、「会社法」、「銀行法」、その他関係法令諸規則ならびに「定款」、「取締役会規程」および「倫理規程」等（以下「法令諸規則等」という。）を遵守し、次の各号に掲げるとおり適切に対応する。
- (1) 取締役会の承認を得ない取締役の競業取引および当行との利益相反取引の禁止ならびに取締役会で承認を得る場合の当該取締役の議決への不参加
 - (2) 株主の権利行使に対する財産上の利益供与の禁止
 - (3) 前各号のほか役職員の法令諸規則等の遵守状況についての監視

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

- 第18条 当行は、当行の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目的として、取締役会および代表取締役以下の取締役等のリーダーシップのもと、職員、顧客、取引先、債権者および地域社会等をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努める。

(政策投資株式の保有)

- 第19条 政策投資株式については、資本の効率性を十分に踏まえ、当行の財務体力に対してリスクが過大となることがないように縮減することを基本方針とする。そのうえで、地域金融機関として短期的な利益のみを求めめるのではなく、取引先および当行の中長期的な企業価値の向上等に資すると判断される場合には、政策投資株式として保有することとし、取締役会において定期的に保有意義や経済合理性について検証する。

(政策投資株式の議決権行使基準)

第20条 当行は、政策投資株式の発行体が提出する議案に対して、当該発行体の中長期的な企業価値向上の蓋然性および当行の保有目的との整合性について総合的に検討したうえで議決権を行使する。

2 前項の議決権の行使に当たって、議案の内容に疑義がある場合、株主の利益を損なう可能性がある場合等には、発行会社との対話を踏まえ賛否を決定する。

附 則

(制定改廃)

第1条 この基本方針の制定改廃は、経営企画部長が立案し、取締役会において決議する。ただし、この基本方針の本質的な内容の変更を伴わない軽微な改正については、経営企画部長が決裁することができる。

2 経営企画部長は、前項ただし書きの改正を実施したときは、その内容を取締役に報告しなければならない。

以 上

【 取締役候補者の決定に関する方針 】

当行は、以下に掲げる基準を踏まえ、取締役候補者を決定する。

- 1．銀行経営に必要な広範な知識、経験および実績を有すること
- 2．経営課題を的確に把握し、他の役職員と協力して解決する能力があること
- 3．法令諸規則および企業倫理を遵守する精神に富んでいること
- 4．人格および品格に優れ、高い倫理観を有していること
- 5．社外取締役については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第9条に定める当行の「独立性判断基準」を充足することを原則としつつ、出身分野において豊富な経験および実績を有し、当行の取締役としてその知見を生かすことができること

【 取締役の報酬等の決定に関する方針 】

- 1．社外取締役を除く取締役の報酬等は、業務の執行および経営の監督機能を十分に発揮できる取締役として相応しいものとし、役割および責任に応じて支給する「確定金額報酬」とするほか、当行の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、一定割合を業績に連動する報酬（以下「業績連動型報酬」という。）ならびに中長期の企業価値向上等への意欲および士気を高めるための株式報酬型（以下「株式報酬型ストック・オプション」という。）とすることができる。
- 2．社外取締役については、社外者としての経営の監督機能に留意し、「業績連動型報酬」および「株式報酬型ストック・オプション」の支給をしない。

< 業績連動型報酬枠 >

当期純利益水準	報酬枠
20億円以下	-
20億円超 ～ 40億円以下	30百万円
40億円超 ～ 60億円以下	40百万円
60億円超 ～ 80億円以下	50百万円
80億円超 ～ 100億円以下	60百万円
100億円超 ～ 120億円以下	70百万円
120億円超 ～ 140億円以下	80百万円
140億円超 ～ 160億円以下	90百万円
160億円超	100百万円

【 監査役候補者の決定に関する方針 】

当行は、以下に掲げる基準を踏まえ、監査役候補者を決定する。

- 1．取締役の職務執行に対する監査をするに足りる広範な知識、経験および実績を有すること
- 2．法令諸規則および企業倫理を遵守する精神に富んでいること
- 3．人格および品格に優れ、高い倫理観を有していること
- 4．上記1から3のほか、監査役会の構成、現任監査役の任期、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮すること
- 5．社外監査役については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第9条に定める「独立性判断基準」を充足することを原則としつつ、出身分野において豊富な経験と実績を有し、当行の監査役として客観的かつ中立的に職務を遂行できること

【 独立性判断基準 】

当行は、社外取締役および社外監査役の独立性の判断基準として、当行が上場する金融商品取引所の定める「独立性基準」に加えて、以下の基準を定める。

- 1．次のいずれかに該当する者は、独立性の要件を満たしていない者とする。
 - (1) 当行に対する売上高が直近事業年度の連結売上高の2%以上となる者
 - (2) 当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ仮に当該融資を直ちに回収した場合に事業の継続に深刻な影響を及ぼすなど、当行の融資方針の変更により甚大な影響を与える者
 - (3) 当行の総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合が5%を超える者
 - (4) 当行から過去3年平均で年間1千万円以上の金銭その他の財産を役員報酬以外に受領した者
- 2．前項の規定にかかわらず、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、独立性を認めることができる。
- 3．第1項の「者」が法人等である場合には、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する当該法人等の業務執行者をいう。

【 株主との対話に係る態勢整備に関する方針 】

- 1 . 当行は、株主との建設的な対話を促進するため、株主からの対話の申込みに対しては、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえ、合理的な範囲で、代表取締役以下の一または複数の取締役が面談に臨むことを基本とする。
- 2 . 当行は、株主との対話の促進に係る責任部署を経営企画部として、投資家説明会の開催等、個別面談以外の対話の手段の充実に努める。
- 3 . 経営企画部担当取締役は、株主との対話全般について統括し、当行内の各部署と連携しつつ、株主との建設的な対話の実現に努める。
- 4 . 経営企画部担当取締役は、株主との対話を通じて把握した株主の意見または懸念について、取締役会に報告するなど代表取締役以下の取締役との認識の共有をはかるとともに、適時適切に株主の意見の反映または懸念の解消に努める。
- 5 . 当行は、インサイダー取引の未然防止をはかるため、「内部者取引管理規程」等をはじめとする行内規程を遵守する。